

五島市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成30年度の財政援助団体等監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成30年12月25日

五島市監査委員 橋本平馬

五島市監査委員 神之浦伊佐男

平成 30 年 度

財政援助団体等監査結果報告書
(財政援助団体監査)

平成 30 年 12 月 25 日報告

五 島 市 監 査 委 員

目 次

第1	監 査 の 種 類	1
第2	監 査 の 目 的	1
第3	監 査 の 対 象	1
第4	監 査 の 範 囲	1
第5	監 査 の 方 法	1
第6	監 査 の 期 間	1
第7	監 査 の 結 果	1
第8	財政援助団体の概要	6
第9	補助金等の概要	8

第1 監査の種類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

第2 監査の目的

財政援助団体等監査（財政援助団体監査）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、市が補助金交付等の財政的援助を与えている団体に対して、財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかに主眼をおき、行うものである。

第3 監査の対象

財政援助団体：おくら夢のまちづくり協議会 奈留まちづくり協議会
所 管 部 署：地域振興部（地域協働課 観光物産課）

第4 監査の範囲

監査の対象団体に対し、平成29年度に交付した補助金等及び補助等交付対象経費に係る経理事務

第5 監査の方法

監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査するとともに関係者から事情を聴取した。

第6 監査の期間

平成30年10月23日から同年11月28日まで

第7 監査の結果

平成29年度に交付した補助金等及び補助等交付対象経費に係る経理事務について監査した結果、次に掲げる指摘事項等のおり改善、検討等を要するものが見受けられたので、意見を付してその状況を記載する。

なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口頭により指導したので、記載を省略した。

1 財政援助団体

(1) 共通事項

<指導事項>

五島市地域の絆再生事業交付金（以下「地域の絆交付金」という。）については、交付決定を受けた当初の事業計画から内容が変更になっているにもかかわらず、事前に変更承認の申請がされていなかった。事業計画書、収支予算書等の内容を変更する場合には、五島市補助金等交付規則（以下「補助金規則」という。）第11条第2項第1号の規定に基づき、事前に変更の承認を受けられたい。

<意見>

ア おくうら夢のまちづくり協議会（以下「奥浦協議会」という。）においては「奥浦地区まちづくり基本構想」を、奈留まちづくり協議会（以下「奈留協議会」という。）においては「幸せになる島のまちづくり計画」を策定し、地域課題の解決、地域振興に取り組んでいるところであるが、数値目標が設定されていない。計画の進捗状況を把握し、検証するため、具体的な数値目標の設定を検討されたい。

イ 奥浦協議会の五島市地域の元気づくり応援事業補助金（以下「元気づくり補助金」という。）において、交付申請時に計画していた事業の一部を実施できなかったものが見受けられ、交付申請時の事業計画に掲げていた目標が一部達成できていなかった。また、奈留協議会の五島市小さな楽園プロジェクト推進事業費補助金（以下「小さな楽園補助金」という。）においても、事業の一部を中止又は縮小したことにより、事業費が大幅に減少していた。事業計画の策定に当たっては、実効性及び必要性について十分に検討するとともに、計画的な事業の推進を図られたい。

(2) 奥浦協議会

<指導事項>

ア 支出伝票に添付されている領収書等について、日付の記載漏れ及び品名が不明なものが見受けられたので、改善されたい。

イ 元気づくり補助金の実績報告において、要領で実績報告書に添付すべきと定める書類が、一部添付されていなかった。

(3) 奈留協議会

<指導事項>

五島市一般コミュニティ助成事業費補助金（以下「コミュニティ補助金」という。）の実績報告書については、要領で定める期限を過ぎて提出していたので、提出期限を順守されたい。

<意見>

奈留協議会においては、奈留島の魅力を伝えるためウェブサイトを開設し、平成29年度小さな楽園補助金の事業において、ウェブサイトの運営管理、観光及び求人情報コンテンツの追加等を実施している。しかしながら、平成30年度においては、ウェブサイトの運営方針が決まっておらず、情報が更新されていない。ウェブサイトの開設目的を達成するため、適切な運営管理を行うとともに、ウェブサイトのアクセス件数が増加するような方策を講じられたい。

2 所管部署

(1) 共通事項

<指摘事項>

補助金等の交付決定において、補助金等の交付の目的を達成するために必要な条件が付されていなかった。補助金等の交付決定は、負担付贈与契約であるから、補助金等交付決定通知書（契約書）に補助金規則及び要綱（告示）の規定の適用がある旨を明らかにする（したがって、特例として要綱を制定しない補助金等については、必要に応じて当該要領等（伺い定め）の規定事項を条件として付さなければならない）とともに、必要な条件を明示する必要がある。なお、この条件については、「五島市補助金等交付規則の施行について」（平成16年12月24日付け16五財第1179号・16五総第1615号市長通知。以下「施行通知」という。）において一般的に条件として付すべき事項が例示されているから、施行通知に従い、適切に明示されたい。

<指導事項>

補助金等交付申請書の提出期限が要綱等に定められていなかった。補助金等交付申請書の提出期限については、補助金規則第4条の規定及び施行通知に従い、個々の要綱等に規定すべきである。

(2) 地域協働課

<指摘事項>

奈留協議会の地域の絆交付金事業のうち、事務局運営費の備品購入費63,680円については、コミュニティ補助金の補助対象経費である備品購入費から補助額を差し引いた自己負担分である。しかしながら、五島市地域の絆再生事業交付金交付要綱（以下「地域の絆交付金要綱」という。）第3条第1項第1号において、地域の絆交付金以外の五島市からの助成を受けている事業については地域の絆交付金の対象外とすると規定されているから、当該経費に係る交付金については、返還を命じられたい。

<指導事項>

ア 地域の絆交付金及び小さな楽園補助金において、交付決定を受けた事業計画の内容を実施できなかった事業が見受けられ、また、小さな楽園補助金においては、事業を実施できなかったことにより、事業費が交付決定を受けた事業計画から大幅に減少していた。交付決定に当たっては、事業計画の実効性及び必要性について審査を行うとともに、補助事業者に対し、計画的な事業遂行を図るよう適切な指導監督をされたい。

イ 地域の絆交付金において、食糧費を補助対象経費としているが、地域の絆交

付金要綱第3条第2項に定める補助対象経費に食糧費が明記されていない。食糧費を補助対象経費とする公益上の必要性があると認めるのであれば、要綱に定められたい。

ウ 地域の絆交付金において、交付決定時の事業計画に掲げられていなかった備品の購入に係る経費を補助対象としている。この経費については、奥浦協議会から平成30年3月30日付けで変更承認の申請がされ、所管部署は、補助対象として認め、交付決定をしている。しかしながら、これを補助対象とするのであれば、補助金規則第11条第2項第1号の規定により、あらかじめ変更承認の申請をし、市長の承認を得なければならないから、補助事業者に対し、事業実施前に変更承認の申請をするよう指導すべきである。

なお、本件のように、事業計画に掲げられていない備品の購入など、事業計画の内容の変更は、地域の絆交付金要綱第6条第3項に規定する軽微な変更には該当しないものである。

エ 五島市街路灯設置事業費補助金交付要綱において、10世帯未満の町内会以外の団体がLED街路灯を設置する場合の補助率は100分の85以内と、また五島市街路灯電気料金補助金交付要綱において、街路灯電気料金の補助率は100分の80以内と規定されているところ、奥浦協議会の地域の絆交付金において、奥浦協議会が街路灯を設置した場合の補助率は100分の100以内とし、街路灯電気料金の補助率についても100分の100以内としている。しかしながら、地域の絆交付金事業においてこれらの要綱に定める補助率を超えて助成することについては、特段の公益性は認められないから、取扱いを見直されたい。

なお、奥浦中学校活動振興応援事業についても、市の補助事業との公平性を確保されたい。

オ 奥浦協議会のナイターペタンク大会協賛金収入については、地域の絆交付金のナイターペタンク大会開催事業費に充当されていない。ナイターペタンク大会開催のために募った協賛金であれば、当該年度の収入として充当すべきである。

カ 小さな楽園補助金については、5月及び翌年3月に概算払により交付し、3月分については、交付決定額から5月に交付した額を差し引いた残額を交付しているが、1,749千円の返還金が生じていた。概算払で交付する額については、多額の返還金が生じることのないよう適切な額を交付されたい。

キ 小さな楽園補助金において、奈留協議会から各団体等に交付している補助金を補助対象経費として認めているが、市の要領は、長崎県の補助要綱と整合性がとれておらず、補助対象経費として「補助金」が明記されていないため、「その他」の「事業の実施に必要と市長が認める経費」を適用している。補助対象

経費は、補助金交付の重要な事項であるから、要領の不備がないように整備するとともに、交付決定に当たっては、要領に基づき厳正な審査を実施されたい。

ク コミュニティ助成事業の補助額については、要領で 10 万円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とすると規定されているが、10 万円未満の端数を切り捨てずに交付額を確定し、その後会計管理者の指摘を受け是正していた。このことは、当該事業の実施主体である奈留協議会の事務と市の補助金審査事務を同じ部署で行っており、チェック機能が働いていなかったことが一因と考えられるので、適正な審査が担保される体制を確保されたい。

(3) 観光物産課

<指導事項>

元気づくり補助金の実績報告において、報告書の記載内容の不備、添付すべき書類の提出漏れ等が見受けられた。実績報告については、補助事業の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを適正に調査しなければならないから、提出書類等の不備については適切に指導されたい。

3 まとめ

まちづくり協議会は、地域の絆再生事業を実施するため、市内 13 地区に公民館単位で設置され、各協議会ではさまざまな事業に取り組んでいる。今回、監査の対象とした奥浦協議会及び奈留協議会については、地域の絆再生事業のモデル地区として取り組んでおり、補助金に関する経理事務はおおむね適正に執行され、事業は補助金の目的に沿って実施されていた。しかしながら、事務処理の一部において不備が見受けられたので、今回指導のあった事項については、適正な事務の執行に努められたい。また、地域の絆再生事業の推進に当たっては、地域住民の積極的な参画が不可欠であることから、更なる組織体制の強化と地域を担う人材の育成に注力することを望むものである。

所管部署においては、補助金に関する事務処理の一部に不備が見受けられた。補助金は、財源が税金で賄われており、公益上の必要に対して交付されるその性質上、正確かつ適正な事務処理が求められる。したがって、提出書類の厳正な審査、事業計画に基づく執行状況の確認を行い、不備等について協議会への指導監督を徹底するとともに、今回の監査結果については、各協議会に対して情報共有を図られたい。また、地域の絆再生事業の所管部署である地域協働課においては、集落支援員の研修会や各協議会の活動事例発表会の開催など、まちづくり協議会に対し積極的な支援を行っている。しかしながら、各協議会で実施している地域の絆再生事業は、従来の補助事業を継続したものが依然として多く、新たな地域課題解決のための事業への積極的な活用に至っていないので、引き続き各協議会に対する支援を行い、事業の推進に努

められたい。

最後に、人口減少が進む中、地域コミュニティの維持と活性化は本市における重要課題であることから、地域の絆交付金事業を活用したまちづくり協議会の活動により、地域住民の連帯が強化され、地域の自立と振興に寄与することを期待する。

第8 財政援助団体の概要

1 奥浦協議会

(1) 設立年月日 平成 25 年 11 月 18 日

(2) 設立の目的 奥浦協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行うことを目的とする。

(3) 事務局所在地 五島市奥浦町 1611 番地 1 (五島市奥浦出張所内)

(4) 組 織

ア 役 員 12 人 (会長 1 人、副会長 2 人、事務局長 1 人、会計 1 人、部会長 5 人、監事 2 人) (平成 30 年 5 月 10 日現在)

イ 会 員 協議会の目的に賛同する個人又は会長が推薦する者 (平成 30 年 5 月 10 日現在の会員数 86 人)

(5) 事業の内容

ア 防災、防犯、交通安全等に関する事業

イ 福祉、健康づくり等に関する事業

ウ 環境美化、環境保全等に関する事業

エ 住環境整備に関する事業

オ 歴史、文化、伝統継承等に関する事業

カ 産業振興等に関する事業

キ 地区住民の交流又は連帯に関する事業

ク 地区の団体及び人材育成に関する事業

ケ その他、地域づくりに関する事業

(6) 五島市との関わり

五島市から奥浦協議会に対する交付金及び補助金の合計額は、平成 29 年度で 3,193,000 円となっている。内訳は表 1 のとおりである。

なお、奥浦協議会の事務局長に奥浦出張所長が就任し、協議会の事務を行うため集落支援員 (任期付短時間勤務職員) が配置されている。

表 1

		地域の絆交付金	元気づくり補助金
事業費	当初計画 a	※①3,705,696 円	200,000 円
	最終 b	3,606,971 円	200,000 円
	比較 b - a	△98,725 円	0 円
補助金	当初交付決定額 c	※①3,150,000 円	200,000 円
	確定額 d	2,993,000 円	200,000 円
	比較 d - c	△157,000 円	0 円
補助金返還額		157,000 円	0 円
所 管 部 署		地域協働課	観光物産課

※①地域の絆交付金については、平成 29 年 7 月 1 日付けで計画変更承認申請書が提出され当初計画から事業費が増加しているため、当初計画事業費及び補助金交付決定額は、同申請に基づく金額とした。

2 奈留協議会

(1) 設立年月日 平成 26 年 2 月 24 日

(2) 設立の目的 奈留協議会は、区域における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の個性を活かして自律的にまちづくりを行うことを目的とする。

(3) 事務局所在地 五島市奈留町浦 1818 番地 1 (五島市奈留支所内)

(4) 組 織

ア 役員 16 人 (会長 1 人、副会長 1 人、理事 12 人、監事 2 人) (平成 30 年 3 月 27 日現在)

イ 会員 奈留町に居住する住民及び奈留町で活動する各種団体等 (参考：平成 30 年 11 月 30 日現在の奈留地区人口 2,215 人)

(5) 事業の内容

ア 防災、防犯、交通安全等に関する事業

イ 福祉、健康づくり等に関する事業

ウ 環境美化、環境保全等に関する事業

エ 住環境整備に関する事業

オ 青少年の健全育成に関する事業

カ 歴史、文化、伝統継承等に関する事業

キ スポーツの振興に関する事業

ク 産業振興等に関する事業

ケ 地区住民の交流又は連帯に関する事業

コ 地区の団体及び人材育成に関する事業

サ その他、地域づくりに関する事業

(6) 五島市との関わり

五島市から奈留協議会に対する交付金及び補助金の合計額は、平成 29 年度で 12,090,000 円となっている。内訳は表 2 のとおりである。

なお、奈留協議会の事務局長に奈留支所長が就任し、協議会の事務を行うため集落支援員（任期付短時間勤務職員）が配置されている。

表 2

		地域の絆交付金	小さな楽園補助金	コミュニティ補助金
事業費	当初計画 a	※①6,067,500 円	11,933,090 円	2,404,080 円
	最終 b	5,371,709 円	5,269,371 円	2,263,380 円
	比較 b - a	△695,791 円	△6,663,719 円	△140,700 円
補助金	当初交付決定額 c	※①5,314,000 円	11,933,000 円	2,400,000 円
	確定額 d	4,621,000 円	5,269,000 円	2,200,000 円
	比較 d - c	△693,000 円	※②△6,664,000 円	△200,000 円
補助金返還額		693,000 円	※②1,749,000 円	200,000 円
所管部署		地域協働課		

※①地域の絆交付金については、平成 29 年 7 月 1 日付けで計画変更承認申請書が提出され、当初計画から事業費が増加しているため、当初計画事業費及び補助金交付決定額は、同申請に基づく金額とした。

※②小さな楽園補助金については、平成 29 年 12 月 26 日付けで計画変更承認申請書が提出され、変更後の補助金交付決定額は 7,018,000 円となっている。当該補助金は、変更後の交付決定額に対し概算払により交付されているため、表 2 において、「補助金の比較」と「補助金返還額」は一致していない。

第 9 補助金等の概要

1 地域の絆交付金

(1) 支出根拠 地域の絆交付金要綱

(2) 趣 旨 市は、住民同士が互いに支え合う「地域の絆」の再生を図るとともに、市民力を結集し、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、地域の絆再生事業を行うまちづくり協議会に対して、予算の定めるところにより、地域の絆交付金を交付する。

(3) 地域の絆再生事業

「地域の絆再生事業」とは、次のいずれにも該当する活動に関する事業をいう。

ア 地域住民の利益の増進に寄与することを目的として、市民と行政が力を結集して取り組む地域の特性を活かした活動であって、次に掲げるいずれかのもの

- (ア) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (イ) 社会教育の推進を図る活動
- (ウ) まちづくりの推進を図る活動
- (エ) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (オ) 環境の保全を図る活動
- (カ) 災害救援活動
- (キ) 地域安全活動
- (ク) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (ケ) 国際協力の活動
- (コ) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (ク) 子どもの健全育成を図る活動
- (シ) 情報化社会の発展を図る活動
- (ス) 科学技術の振興を図る活動
- (セ) 経済活動の活性化を図る活動
- (ソ) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (タ) 消費者の保護を図る活動
- (フ) (ア)から(タ)までに掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

イ 次に掲げる活動以外の活動

- (ア) 営利を目的とする活動
 - (イ) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
 - (ウ) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
 - (エ) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動
 - (オ) 公益を害するおそれのある活動
- (4) 交付対象事業 地域の絆再生事業。ただし、次のいずれかに該当する事業を除く。
- ア 地域の絆交付金以外の五島市からの助成を受けている事業
 - イ その他市長が適当でないと認めた事業
- (5) 交付対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原

材料費、備品購入費、補助金、その他の経費（地域の絆再生事業の実施に必要であると市長が認めるもの）

- (6) 交付金の額 交付対象経費の合計額の10分の10以内の額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、市長が別に定める額を限度とする。
- (7) その他 地域の絆交付金は、市から各種団体に交付されていた13の補助金を集約し、新たに地域課題を解決する取組みに活用できる交付金としてまちづくり協議会に交付されている。

2 元気づくり補助金

- (1) 支出根拠 五島市地域の元気づくり応援事業補助金交付要領
- (2) 趣旨 市は、地域住民が一体となって集落機能の維持・向上及び地域活力の向上に向けて取り組み、地域コミュニティの活性化を図ることを目的として、予算の定めるところにより、元気づくり補助金を交付する。
- (3) 補助対象団体 町内会と連携して体験交流活動に取り組む団体その他市長が特に認める団体
- (4) 補助対象事業 地域が一体となり、地域資源を活かした体験交流活動を通じて、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とした事業
- (5) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他（事業の実施に必要と市長が認める経費）
- (6) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (7) 補助金の額 補助対象事業費から特定財源を差し引いた額で30万円を上限とする。補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 小さな楽園補助金

- (1) 支出根拠 五島市小さな楽園プロジェクト推進事業費補助金交付要領
- (2) 趣旨 市は、地域の特性を活かしたまちづくりを推進するため、予算の定めるところにより、奈留協議会に対して小さな楽園補助金を交付する。
- (3) 補助対象事業 まちづくり計画の策定や、地域振興・活性化のために自主的、主体的に取り組む事業
- (4) 補助対象経費 賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、その他（事業の実施に必要と市長が認

める経費)

- (5) 補助率 補助対象経費の10分の10以内
- (6) 補助金の額 市は、予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

4 コミュニティ補助金

- (1) 支出根拠 五島市一般コミュニティ助成事業費補助金交付要領
- (2) 趣旨 一般財団法人自治総合センターが宝くじの社会貢献広報事業の一環として実施するコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業に採択されたもので、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を向上させ、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備を図るため、コミュニティ補助金を交付する。
- (3) 補助対象経費 市長が認めた物品の購入に係る経費
- (4) 補助金の額 予算の範囲内で本事業の実施に必要な経費の10分の10以内の額（10万円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）